

第27次地方制度調査会

「当面の地方税財政のあり方についての意見」の概要

- 地方分権改革は、平成12年の地方分権一括法の施行を経て次なる段階を迎えており、地方税財政の問題が残された最重要課題の一つ。
- このような認識の下、当調査会は、現下の喫緊の課題である三位一体の改革について、その考え方を整理し、平成15年5月23日に「地方税財政のあり方についての意見」としてとりまとめ。
- 当調査会として、今後、明年度の予算編成をはじめとして平成18年度までに具体化される三位一体の改革についての基本的な考え方と特に留意すべき事項について、本意見において改めて指摘。

1 基本的な考え方

- 歳出面での国の関与の廃止、縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においては、地域における受益と負担の対応関係の明確化を図る観点から地方税中心の歳入構造を確立することが必要。
- このため、地方への税源配分の割合を高め、国税と地方税の税源配分が1：1となることを目指して地方税源の充実を図っていくべき。

2 三位一体の改革を進めるに当たって留意すべき事項

(1) 基本的な考え方

- 三位一体の改革は、税源移譲、地方交付税の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら行うことが必要。
- 平成16年度は、実質的な意味で三位一体の改革の初年度であり、それにふさわしい内容・規模の改革が行われることが必要。

(2) 税源移譲を含む税源配分の見直し

- 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要。
- 個人住民税の拡充・比例税率化や地方消費税の拡充を中心に進めるべき。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う税源移譲に当たって、地方への負担転嫁が行われることがないよう特に留意する必要。

- 地方公共団体が課税自主権をさらに活用しやすくするような方策について検討することが必要。

(3) 地方交付税の改革

- 地方交付税については、国の歳出の徹底的な見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画の歳出を中期的な目標の下に計画的に抑制することにより、総額を抑制。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減による税源移譲とのバランスを考慮しながら、地方交付税の一部も地方税へ振り替えることに取り組む必要。
- 地方交付税を通じた財源保障機能は、国が地方公共団体に対して、仕事の義務づけ又は実質的に地域格差を生じないことを前提に仕事を委ねる仕組みが存続している限りにおいては、必要不可欠。

(4) 国庫補助負担金の廃止・縮減

- 国庫補助負担金の廃止・縮減については、当調査会が示した「地方税財政のあり方についての意見」にしたがい抜本的な見直しに取り組む必要。
- 「基本方針2003」の重点項目については、着実な取組を推進。
- 地方公共団体の事務として同化・定着している国庫補助負担金については、平成16年度に、その全額を一般財源化。
- いわゆる奨励的補助金については、原則廃止・縮減。このため、各年度ごとの廃止・縮減の明確な数値目標を掲げ、抜本的な改革を推進。
- 国庫補助負担金の廃止・縮減は、三位一体の改革の入口であり、改革全体の成否を決するものであることから、平成16年度から、これを確実に進めていくことが必要。

3 平成16年度における地方財政措置

(1) 地方財源不足への対応

- 来年度以降も、地方交付税法第6条の3第2項を踏まえ、地方財政の運営に支障が生じることのないよう万全の措置を講ずるべき。

(2) 地方債資金の確保

- 地方債については、法律により義務づけられた事務の実施に必要な資金を中心に所要の公的資金を確保するとともに、民間資金による資金調達の充実を図ることが必要。